

資料編

資料No.1 三条市環境基本条例

資料No.2 三条市環境審議会委員名簿

資料No.3 用語解説

資料No. 1 三条市環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。

(3) 自然環境の適正な整備により、人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を保全すること。

- (4) 身近な自然及び地域の特性をいかした景観の形成並びに歴史的文化的な環境との調和を図り、快適な環境を保全すること。
- (5) 廃棄物の発生抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。
- (6) 市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)が人と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための教育及び学習を推進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

第2節 地域環境総合計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「地域環境総合計画」という。)を定めなければならない。

2 地域環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、地域環境総合計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、三条市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、地域環境総合計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域環境総合計画の変更について準用する。

第3節 基本施策

(施策の策定等に当たっての環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、地域環境総合計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境の保全上の規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第13条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川等の水環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人と自然が触れ合い、緑に親しむ恵み豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全並びに緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全等)

第14条 市は、地域の特性をいかした潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び歴史的文化的特性に配慮した良好な環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減及び公害の防止のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等の措置)

第16条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(教育等の促進)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全活動の促進)

第21条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第5節 公害発生の防止

第24条 市民等は、公害を発生してはならない。

2 市民等は、法令等に違反しない場合においても、生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を設置その他の行為をするときは、最も環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。

第6節 推進体制の整備

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

第3章 環境審議会

第26条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、三条市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 地域環境総合計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

資料No. 2 三条市環境審議会委員名簿

令和5年3月現在

区分	氏名	所属団体等	備考
識見を有する者	熊倉 睦	三条市農業委員会 農政対策部会長	
	近藤 雄介	三条商工会議所 監事	副会長
	高橋 由紀子	長岡技術科学大学 准教授	
	田中 修作	三条市自治会長協議会 役員	
	土田 栄林	三条市小・中学校長会 第一中学校校長	
	名古屋 金市	南蒲原森林組合 代表理事 組合長	
	林 八寿子	新潟大学 准教授	
	米田 和広	新潟県地球温暖化防止活動推進センター センター長	
	渡邊 誠介	長岡造形大学 教授	会長
関係行政機関の職員	大沢 昌一郎	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部 環境センター長	
	上村 康司	新潟県三条地域振興局地域整備部 部長	
市長が適当と認める者	川崎 光枝	一般公募	
	内藤 一恵	一般公募	
	長谷川 正樹	一般公募	

(敬称略、区分ごとに五十音順)

資料No. 3 用語解説

用語		解説	該当頁
ア 行	空き家バンク制度	空き家の流通を促進するために、空き家物件情報を地方公共団体がホームページ上などで提供する仕組みのこと。	30、45、50
	アスベスト	天然に存在する繊維状の鉱物で、熱に強く、電気を通しにくいことから建築資材として使用されていたが、吸収すると肺疾患を引き起こし肺ガンなどの原因となるため、現在は使用が禁止されている鉱物のこと。	39、40
	雨水浸透ます	地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どいの下に設置する施設のこと。	42
	エコクラス認定制度	一定期間の環境活動と市への活動報告を行った学級、クラブ、委員会等を、地球に優しい学級等（エコクラス）として市長が認定する制度のこと。	32、33、48、49 50、70
	温室効果ガス	大気中に拡散された温室効果をもたらす物質のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO ₂ や CH ₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。地球温暖化対策推進法では、CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）の7種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められている。	8、9、10、24、39 46、54、56、60 67
カ 行	外来種	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物種のこと。	35、36
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。	35
	間伐材	間伐により伐採された材木のこと。間伐とは、混みあった森林から曲がったり弱ったりしている樹木を伐採し、森林の中を明るく保ち、真っ直ぐ育てる為に必要な作業のこと。	8、11、25、27 35、36、46、47 50、66、68

用語		解説	該当頁
カ 行	京都議定書	1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された協定書のこと。世界で増え続ける温室効果ガスの排出に歯止めをかけるため、第一約束期間（2008年～2012年）において先進国等全体の平均年間排出量が1990年の総排出量の95%以下になるよう、各国の数値目標が定められた。	54
	国の第五次環境基本計画	環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた計画のこと。 第五次計画では、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、6つの重点戦略が設定されている。	12、20
	グリーンカーテン	ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物で建物の窓や壁をカーテンのように覆う、日除けのこと。	68
	景観計画	景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置付け、整備の方針等をまとめる計画のこと。	36、37
	光化学スモッグ	排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこし、有害な光化学オキシダント（オゾンやアルデヒドなど）が空中でスモッグ状になること。夏に多く、日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすい。	39、40
	小型家電	携帯電話やデジタルカメラ、CDやMDプレーヤなどの音楽機器、ゲーム機などの小さな家電のこと。 「ベースメタル」といわれる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」といわれる希少な金属など、様々な鉱物が含まれる。	43、70
	コミュニティ支援交付金	地域のコミュニティ機能を維持し、地域の実情に応じた多様なコミュニティの形成を図り、人のつながりや交流機会を充実させることを目的に、コミュニティ活動団体が行う活動に対して支援を行うこと。	48
サ 行	再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。	8、10、24、25 26、31、46、47 50、66、67、68

用語		解説	該当頁
サ 行	里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。	4、11、27、35 36
	三条市生涯学習人材バンク	生涯学習関係の指導者を市に登録し、HP等を通じて、人材の検索・紹介、受付を行う仕組みのこと。	49
	三条市ポイ捨て等防止条例	地域の環境美化と快適な生活環境の保全を目的に「三条市ポイ捨て等防止条例」を平成18年8月1日に施行し、ごみのポイ捨て禁止、回収容器の設置義務、犬の飼い主の順守などを定めた条例のこと。	45
	自然公園	環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園のこと。	35
	自治体排出量カルテ	環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づく二酸化炭素排出量推計データや特定事業所の排出量データなどから、対策・施策の重点的分野を洗い出すために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめた資料のこと。	60、62
	集団資源回収	自治会、PTA、老人クラブなどが地域活動として各家庭の協力で、家庭から出される古紙等を、日を決めて一定の場所に集め、回収業者に渡す活動のこと。	43
	循環バスぐるっとさん	三条市の市街地を中心に運行する循環バスのこと。料金は定額となっている。	28
	水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。	27、35
スポーツごみ拾い大会	まちをきれいに保ち、誰もが住みよい生活環境をつくり上げることに加え、ごみ拾いに「スポーツ」の要素を加えることで、“楽しさ”“面白さ”を感じられるエコ活動として、より多くの市民をターゲットに環境意識の向上を図ることを目的として開催する事業のこと。	33、45	

用語		解説	該当頁
サ 行	生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。野生生物の種の保存等が果たされるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること（生物の多様性の保全）や、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用すること（生物の多様性の利用）が求められている。	35
	全市一斉クリーンデー	統一した日に環境美化活動を行う取組のこと。	45
タ 行	地球温暖化	太陽光で暖められた地表から放出される熱エネルギー（赤外線）が、人間の活動によって、大気中における温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇すること。	14、24、46、54 66
	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。	2、54、62
	地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組のこと。	69
	治山・治水機能	「水源かん養機能」と「国土保全機能」を合わせた機能のこと。国土保全機能とは、森林の深く広く張る根が土砂の流出や落石を防ぐ機能のこと。	27、35
	デマンド交通	利用者の予約に応じて停留所間などを運行する地域公共交通サービスのこと。	27、47
	特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼす恐れがあるため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定された生物のこと。	35
ナ 行	ノーマイカーデー	一定の月日・曜日又は期間をノーマイカーデーとして定め、大気汚染の抑制と交通渋滞の緩和を目的に自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用の呼び掛けを行う取組のこと。	47、69

用語		解説	該当頁
ハ 行	バイオマス資源	バイオマスとは生物資源 (bio) の質量 (mass) を表す概念で、一般的には、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものこと。	8、46、47
マ 行	木質バイオマス発電	間伐材等を燃やし、タービンを回すことによる発電のこと。発電方法は、製材端材や木質チップを直接燃焼させて発電させる「蒸気タービン方式」と、木質バイオマスをガス化して、燃焼させる「ガス化エンジン (ガスタービン) 方式」に分かれる。	25、46
ヤ 行	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。	27、36、50
	ユニバーサルデザイン	心身の機能や能力、その時おかれている状況などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすい環境づくりをすること。	44、45
ラ 行	林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材のこと。	25、35、36、46 47、50、66、68
ア ル フ ア ベ ッ ト	IPCC (気候変動に関する政府間パネル)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織のこと。	54
	J-クレジット制度	再生可能エネルギーの活用や適切な森林管理などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度のこと。	25、26、46
	PM2.5	大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子で、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子のこと。非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	39、40

第3次三条市環境基本計画

令和5年3月策定

発行 新潟県三条市 市民部 環境課

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号

TEL 0256-34-5511 (代表)

FAX 0256-32-6615

URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail kankyo@city.sanjo.niigata.jp
